

サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新について

1. 登録の更新について

サービス付き高齢者向け住宅の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失ってしまうため、事業者は、所管の自治体に更新の申請を行わなければなりません。

2. 登録期間の確認方法について

登録満了日は、登録日の5年後の前日となります。(例：登録日が2013年1月10日であれば、登録満了日は2018年1月9日)

登録日は、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（以下「システム」）により確認をお願いします。

【システム URL <http://www.satsuki-jutaku.jp/index.php>】

3. 更新登録の方法について

新規登録の際と同様の書類等の提出が必要となります。システムの更新作業も必要となります。

- (1) システムの更新における注意点等→別紙参照
- (2) 添付書類：更新登録時添付書類一覧表をご確認ください。

なお、図面等に変更がない場合は、登録時の図面やチェックリストのコピーや変更が無い旨の誓約等を提出してください。

【サービス付き高齢者向け住宅事業の登録について（群馬県 HP）】

群馬県：<http://www.pref.gunma.jp/04/h7300044.html>

- (3) 登録手数料：新規登録時と同様 10,000 円（県証紙）が必要となります。

4. 更新登録受付期間について

法的には、登録満了日までに自治体で申請書が受け付けられれば、その審査期間中は、登録期間満了後も従前の登録が有効になるとされていますが、登録満了日直前の申請については、書類の不備等により登録満了日までに自治体の受け付けができない（→登録が失効してしまう）ことも想定されますので、登録申請受付期間を以下のとおりとします。余裕をもって申請ができるよう準備をお願いします。

【登録申請受付期間】

登録満了日の3ヶ月前から1ヶ月前まで

5. 更新登録の申請方法について

所管の自治体に更新登録申請書を必要部数持参してください。（郵送不可）
持参前に事前連絡いただき、日程調整をお願いします。

【提出部数】 正本1部・副本3部

6. 問合せ・提出先について

※申請書受付時間：平日（年末年始を除く）の8：30～17：15まで

群馬県住宅政策課	電話：027-897-2886 FAX：027-221-4171
----------	----------------------------------

7. (参考) Q&A

Q1：更新登録の申請をしないとどうなりますか？

A1：登録が失効し、「サービス付き高齢者向け住宅」の名称を用いることはできなくなります。また、食事提供等を行っており、有料老人ホームに該当する施設については、老人福祉法に基づく有料老人ホームの届出があらかじめ必要となります。さらに、国の補助金を受けて整備した施設については、補助金の返還等が必要となる可能性があります。

Q2：更新の登録申請にあたっては、新規登録時と同様に事前の相談（協議）が必要ですか？

A2：新規登録時と異なり、事前の相談（協議）は必須ではありませんが、申請書の事前確認等を希望される場合はご相談ください。

なお、申請書の持参の前には、電話等で担当者と日程調整をお願いします。

Q3：システムの更新作業をしているときに、更新以外にシステムを変更しなければならない箇所気付いたのですが？

A3：本来の正しい情報を入力してシステムの更新作業を行ってください。なお、更新以外にシステムの入力事項を現在の登録内容から変更した場合は、変更届が必要となります。更新作業と変更作業を同時に行う場合、システムで変更届の様式が出力できないため、県HP掲載の変更届の様式に変更箇所がわかるように手書きで記入して、更新申請時に一緒に提出してください。提出部数は、更新申請書と同じです。添付資料は更新申請書に添付されていれば変更届用としては不要です。

今後、変更届は変更があった日から30日以内に提出が必要であることにご留意ください。

Q4：更新の登録申請をしましたが、登録満了日までに登録通知が来ない場合はどうなりますか？

A4：登録満了日前に自治体で申請書が受け付けられれば、その審査期間中は、従前の登録が有効となり、登録は失効しません。

なお、こういった場合でも、更新後の登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算します。